

別表2 評価料金（消費税を含む。）を次のとおりとする。

(1) 設計住宅性能評価の評価料金（申請1件あたり）（円）

区分		一戸建ての住宅			共同住宅等		
		S ≤ 100㎡	100㎡ < S ≤ 200㎡	200㎡ < S ≤ 500㎡	S ≤ 200㎡	200㎡ < S ≤ 500㎡	
必須分野のみ (必須分野の選択項目を含む)		25,710	30,850	39,080	26,740 + m × 10,290	45,250 + m × 10,290	
加算額	選択分野あり	4,110	4,110	4,110	m × 4,110	m × 4,110	
	共同住宅等で「音環境」を含む2以上の選択分野がある場合				m × 8,220	m × 8,220	
	構造の安定に関する評価方法に係る構造計算書を添付した場合	30,000 (建築基準法の確認と同時に設計住宅性能評価の申請をする場合で確認申請に構造計算書の添付を要する場合を除く。)					
減額	型式認定	「構造」+「温熱」+「劣化」	11,300	13,360	15,410	4,110 + m × 3,080	7,200 + m × 3,080
		「構造」+「劣化」	7,540	8,910	10,280	2,740 + m × 2,050	4,800 + m × 2,050
		「温熱」+「劣化」					
	製造者認証	「構造」+「温熱」+「劣化」	12,330	14,380	16,440	5,140 + m × 3,080	10,280 + m × 3,080
		「構造」+「劣化」	8,220	9,590	10,960	3,420 + m × 2,050	6,850 + m × 2,050
		「温熱」+「劣化」					
	建築基準法の確認と同時に申請する場合	2,050	3,080	4,110	5,140	6,170	
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年24件（月平均2件）以上見込める場合	4,120	5,140	6,170	—		
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年48件（月平均4件）以上見込める場合	9,260	10,280	11,310	—		
	共同住宅等で住戸又は住棟の仕様が同一仕様で同一評価の場合	住戸	—			m × 3,080	
住棟		—			m' × 3,080		

S：床面積の合計 m：住戸の数 m'：住棟の数

※1. 「型式認定」及び「製造者認証」の減額の適用は、評価する評価事項（「1-3その他」、「1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」及び「1-7基礎の構造方法及び形式等」の評価事項を除く）の等級表示がある場合に限る。

2. 当機関が審査中であつた住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。

(1) - 1 変更設計住宅性能評価の評価料金（申請1件あたり）（円）

当機関が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	(1) で算出した料金（減額適用なし）の2分の1
当機関以外の者が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	(1) で算出した料金（減額適用なし）

※1. 料金額は、10円未満切り捨てとする。

2. 変更設計住宅性能評価申請において、床面積の増が伴う場合の床面積の合計は、当該増となる部分を含めた面積とする。

(2) 建設住宅性能評価の評価料金 (申請1件あたり) (円)

建設住宅性能評価に係る住戸ごとに定まる性能に関する検査は、原則として、申請1件につき、評価対象戸数の10分の1(1未満の数字は切り上げる。)の住戸を検査対象(検査対象戸数)として抽出し、目視又は計測により行うものとする。

区分		一戸建ての住宅			共同住宅等			
		$S \leq 100\text{m}^2$	$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	$200\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	$S \leq 200\text{m}^2$	$200\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$		
必須分野のみ (必須分野の選択項目を含む)		77,140	106,970	127,540	94,620 + $m \times 11,320$	123,420 + $m \times 11,320$		
加算額	選択分野あり	4,110	4,110	4,110	$m \times 4,110$	$m \times 4,110$		
	共同住宅等で「音環境」を含む2以上の選択分野がある場合				$m \times 8,220$	$m \times 8,220$		
	当機関以外の者が設計住宅性能評価を行っている場合		(1)で算出した料金(減額適用なし)の2分の1					
	共同住宅等で当機関が定める検査対象戸数を超えた戸数を希望する場合	必須分野のみ	—			$(\text{希望検査戸数} - \text{検査対象戸数}) \times 21,600$		
		選択分野あり	—			$(\text{希望検査戸数} - \text{検査対象戸数}) \times 25,710$		
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を希望する場合	ホルムアルデヒドのみ	47,310			37,020 + $m \times 10,280$		
上記及びVOC		58,620			37,020 + $m \times 21,600$			
減額	製造者認証	検査回数	3回	22,620	28,100	32,900	12,340 $m \times 1,020$	23,310 $m \times 1,020$
			2回	33,930	42,160	49,360	18,510 $m \times 3,080$	34,970 $m \times 3,080$
	建築基準法の検査と同時に申請する場合		3,080	4,110	5,140	9,250	13,370	
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年24件(月平均2件)以上見込める場合		9,260	12,350	14,400	—		
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年48件(月平均4件)以上見込める場合		14,400	17,490	19,540	—		
	共同住宅等で住戸又は住棟の仕様が同一仕様で同一評価の場合	住戸	—			$m \times 3,080$		
住棟		—			$m' \times 3,080$			

S: 床面積の合計 m: 住戸の数 m': 住棟の数

※1. 料金額は、10円未満切り捨てとする。

2. 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。

3. 室内空気中の化学物質の濃度等の測定について

・表の料金は、申請1件あたりの料金とする。□

・測定の方法は、簡易測定器(測定サンプラーによるパッシブ採取方式)による。

・評価方法基準6-4(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。

・VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

(2) - 1 変更建設住宅性能評価の評価料金 (申請1件あたり) (円)

当機関が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	(2) で算出した料金 (減額適用なし) の2分の1
当機関以外の者が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	(2) で算出した料金 (減額適用なし)

※1. 料金額は, 10円未満切り捨てとする。

2. 変更建設住宅性能評価申請において, 床面積の増が伴う場合の床面積の合計は, 当該増となる部分を含めた面積とする。

(2) - 2 建設住宅性能評価の再検査評価料金 (申請1件あたり) (円)

建設住宅性能評価における再検査 (当機関が, 検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する二次判定のために行う現場検査をいう。) の評価料金は, 下表による。

一戸建ての住宅	18,510
共同住宅等	18,510 + m × 8,220

m : 住戸の数

(2) - 3 建設住宅性能評価の評価料金の返還率

建設住宅性能評価において, 契約解除 (申請の取り下げ) により評価料金の一部を返還する場合の返還率は, 下表による。

契約解除の時期	当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を受理した日から 第1回目の現場検査実施前まで	0.85
第1回目の現場検査実施後から 第2回目の現場検査実施前まで	0.60
第2回目の現場検査実施後から 第3回目の現場検査実施前まで	0.35
第3回目の現場検査実施後	0.00

※料金額は, 10円未満切り捨てとする。

(3) 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合の評価料金の減額

(「当機関の長が認定したソフトウェア」については, 準備中)

(4) 住宅性能評価書の再交付等の評価料金

施行規則第4条第4項の規定による設計住宅性能評価書再交付申請又は同第7条第4項の規定による建設住宅性能評価書再交付申請並びに同第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書交付申請に係る評価料金は, 各申請1件につき10,000円とする。